

なかつか 亮



大井地域 西大井 用途地域・高さ規制の変更 誘導

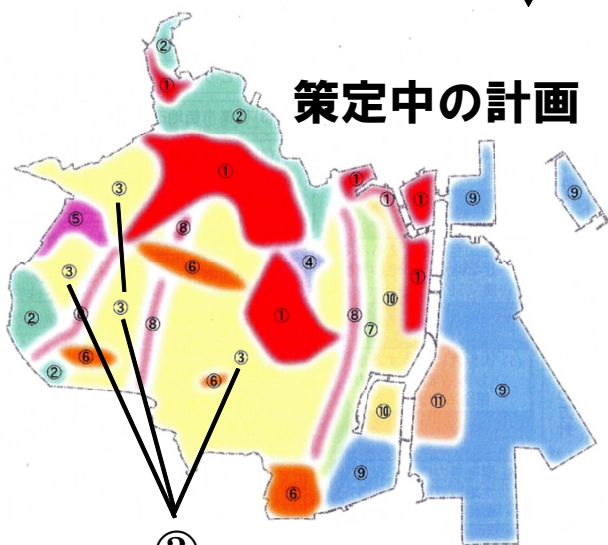
誘導計画から「住宅街の保全育成ゾーン」外す



大井7丁目周辺地区
「住環境保全ゾーン」

「品川区まちづくりマスタープラン 中間取りまとめ」が、区都市計画審議会に続き、5月14日の区議会建設委員会報告されました。この中間まとめは、都市計画道路29・31号線の整備推進を掲げると同時に、「住宅地として保全・育成する」と指定する「住環境保全ゾーン」について、大井7丁目地区を外す土地利用方針が盛り込まれています。実際に生活している、区民の意向を飛び越えた計画策定は大問題。住民参加を位置づけた計画作成へ、見直しを求めました。

前回号に続き、今回は土地利用方針の変更です。大井7丁目地区とは大井3・5丁目、西大井2・5丁目周辺で、池田山、旗の台6丁目と共に、平成13年「基本方針」で「住環境保全ゾーン」に指定し、「ゆとりある一戸建て住宅や中層集合住宅」の立地する緑豊かな住宅地として保全・育成」と定められました。ところが今回は、この地域利用を外す内容です。



街がどう変わるの

現在、西大井や大井について多くの用途地域が、第一種低層住宅専用地域と第一種中高層住宅専用地域です。それが今回の変更で、どのように変わるのでしょうか。共産党は建設委員会で「用途地域に変更はあるのか」と質問。品川区は「今回のマスタープラン作成が策定されたからと言って、直ちに変更する訳ではない」と説明しました。これはどういう意味なのでしょうか。

地域を良く見ると、都市計画道路の沿道について、例えば池上通り（都市計画道路補助28号線）、光学通り（都市計画道路補助205号線）など、沿道の用途地域は主に近隣商業地区に指定。どこも高層マンションが立ち並んでいます。この計画は都市計画道路29・31号線沿道を、こうした姿に誘導するものではないのでしょうか。（用途地域は区ホームページで確認可能）

沿道の高度利用

実際に今回の計画は都市計画道路29・31号線整備を「延焼遮断帯」として位置づけ、沿道の高度利用を示しています。私はまさに静かな住宅街を大きく変える計画だと思います。

計画策定に住民参加を

これだけの変更にも係らず、実際にその地域で生活をしている区民に対して、今回の計画変更について区民への直接の説明は全くありません。共産党が「計画策定に住民参加が不十分」と指摘したところ、品川区は「区民公募枠のある策定委員会を設置している」「審議会や区議会にも報告した」「ホームページで資料や議事録は閲覧できる」と話し、住民意見は今年11月に実施するパブリックコメント（区民意見募集）で行なうと説明します。これで良いのでしょうか。まちづくりの主役は住民です。なかつか亮

5月21～22日 宮城県石巻市へ 震災ボランティア

支援物資を届けに行きます。大震災から一年以上、引き続く支援が必要です。改めて震災募金を呼びかけます。ご協力をよろしくお願いします。募金はお近くの党员、また事務所まで。なかつか亮

用語解説

こうした計画は言葉が難しいので簡単に説明します

マスタープラン⇒基本的な方針のこと。今回の計画は品川区が誘導する「まちづくり」の基本方針で品川の将来像。

用途地域⇒地域における建物の用途に一定の制限を行う地域の事。都市

今月の『気軽な町の無料法律相談会』のお知らせ

5月25日(金) 午後6時～8時 場所：日本共産党なかつか亮事務所
弁護士と一緒に相談会を行います。生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください
連絡先 昼：区議控室 **5742-6818** 夜：事務所 **3773-3231**